

令和3年度 事業計画

社会福祉法人
甲賀市社会福祉協議会

目次

基本理念	3
基本方針	3
重点目標	3
I. 法人の組織運営	6
1. 組織運営	6
(1) 理事会、評議員会等	6
2. 総合的な財源確保と運営	7
(1) 事業の透明性と適切な運営	7
(2) 補助金・委託金の確保	7
(3) 善意銀行・物品寄附の確保	7
(4) 社協会員・会費の拡充	7
3. 人材育成・職員の質の向上	7
(1) 人事評価制度の推進	7
(2) 全役職員研修	8
(3) ふくしまンパワーねっと事業	9
(4) 職員のプレゼンテーション力の強化	9
4. 働き方改革による魅力的な職場環境づくりと人材確保	9
(1) 「イクボス」の推進	9
5. 計画の策定 重点目標	10
II. ご近所福祉への取り組み	12
1. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	12
2. ご近所福祉活動プロジェクトの推進	12
(1) ご近所福祉推進委員会及び協議会等の推進	13
(2) 見守り・支えあい・発見・解決プロジェクトの推進	13
(3) ふ・く・しネットワークプロジェクトの推進	14
(4) 地域の居場所プロジェクトの推進	14
(5) 災害にも強い地域づくりプロジェクトの推進	14
(6) ご近所福祉ボランティア活動の財源確保の検討	15
3. ご近所福祉体制整備	15
(1) ご近所福祉の担い手養成（活動者の養成）	15
(2) ボランティア活動の推進・支援	15
4. 第3次甲賀市地域福祉活動計画の策定 重点目標	16
5. 地域福祉活動助成事業	16
(1) ご近所福祉活動・ふれあいいきいきサロン助成事業	17
(2) ボランティアグループ助成事業	17
6. 当事者支援・団体支援	17
(1) 当事者支援	17
(2) 団体支援	18
7. 福祉センター等受託・指定管理事業（市）	19
(1) 水口社会福祉センター	19
(2) 老人福祉センター	19
8. 広報（法人全体）	20
(1) 広報活動	20

Ⅲ. 生活福祉への取り組み	22
1. 社会的孤立・生活困窮への支援活動の展開	22
(1) 自立支援事業	22
(2) 家計改善支援事業	22
(3) 学習生活支援事業（学んでいコウカ水口月曜教室・水口火曜教室）	23
(4) 総合相談（福祉なんでも相談）の取り組み	23
(5) 資金貸付事業	23
(6) 甲賀市社会福祉協議会フードバンク事業 eこころプラン	24
2. こうかあんしんネット事業（地域福祉権利擁護事業）	24
3. 障がい者への相談支援・計画相談支援の実施	24
4. 障がい児者等の居場所づくりの推進	25
Ⅳ. 在宅福祉サービスの取り組み	26
1. 在宅看取り・認知症支援の推進 重点目標	26
2. 感染予防対策の徹底 重点目標	26
3. 介護・看護人材の確保と定着 重点目標	27
4. 福祉の地域づくり	27
5. 介護予防の推進	27
6. 訪問介護事業	27
7. 訪問入浴介護事業	28
8. 通所介護事業	28
9. 訪問看護事業	28
10. 居宅介護支援事業	29
Ⅴ. 福祉作業所の運営	30
(1) 健全な運営と感染予防	30
(2) アセスメント・個別支援計画・モニタリングの強化	30
(3) 利用者工賃の維持・作業機会の確保	30
(4) 研修参加や資格取得による職員の専門性や資質・スキル向上	30
(5) 職員間連携の強化と情報共有	31
(6) 経験の場の提供、地域の方との交流	31
(7) 地域に開かれた福祉作業所への取り組み	31

令和3年度 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

事業計画

基本理念

住民主体の原則に基づき、あらゆる人権を尊重して、共に支えあう福祉のまちづくりを創生し、生き生きと豊かに暮らせる地域社会を目指します。

基本方針

㊦ふくらまそう地域社会

地域における福祉課題を掘り起こし、その解決に向けた活動を積極的に推進することにより、豊かな地域社会を実現

㊧暮らしを支える福祉サービス

住み慣れた地域で、安全に安心して暮らせる自立支援体制の実現

㊨市民とともに創る住民参画型社会

地域住民、各種団体、関係機関が参加し、協働に基づいた福祉コミュニティづくり、参画型福祉社会の実現

重点目標

1. 計画の策定
「第3次甲賀市地域福祉活動計画」
「第4次甲賀市社会福祉協議会発展強化計画（中期ビジョン）」
2. 移動販売・外出支援の仕組みづくり
3. あるく居場所による子ども・子育て家庭の見守り強化
4. ひきこもり支援とフードバンク事業の実施
5. 在宅看取り・認知症支援の推進
6. 感染予防対策の徹底
7. 介護・看護人材の確保と定着

・事業方針

昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止により、地域福祉活動が自粛せざるを得ない状況下にありましたが、反面、そうした中であっても、新しい生活様式に応じた新たなつながりを持つようたくましく活動を展開される地域や活動者がおられたことが本会にとっても地域福祉活動を進めるうえで何よりの希望であり、宝でありました。今後、長期戦が懸念されるコロナ禍において、新たに発生しつつある課題に対し、こうしたみなさまや関係機関、団体との連携、協働により地域福祉を力強く推進してまいります。

令和3年度本会は、コロナ禍において策定の延期を余儀なくされることとなった「第3次甲賀市地域福祉活動計画」と「第4次甲賀市社会福祉協議会発展強化計画（中期ビジョン）」について、今までの活動を振り返るとともに、次期の4年間の地域社会の動向や多様な社会的ニーズを見据えて策定に取り組みます。

これらの計画は、甲賀市が策定する総合計画や第2次甲賀市地域福祉計画（12年間、4年ごとの見直し）に合わせて策定するもので、社協は社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として、明確に位置づけられていることから、民間団体や住民活動との連携協働により地域課題解決のための中核的存在として、甲賀市の地域福祉推進に寄与していきたいと考えます。

その他、重点目標として、以下の活動を推進していきます。

「移動販売・外出支援の仕組みづくり」

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、買い物や通院等の移動手段が課題となっています。身近な地域の集会所等で買い物ができるよう企業や行政等との協働による移動販売への協力や、住民による外出支援活動を展開される区・自治会やボランティア団体に活動用車両の貸渡しを行います。また、福祉車両を保有する福祉施設等と連携し地域で支えあう仕組みづくりを検討推進します。

「あるく居場所による子ども・子育て家庭の見守り強化」

コロナ禍において、外出自粛による子ども・子育て家庭への見守りの機会が減少していることから、子ども食堂のスタッフ等と連携しての見守り訪問や子育て関連施策の情報提供、フードバンク等を活用した食事や日用品の提供等を行い、児童虐待の早期発見・早期対応等に努めます。

「ひきこもり支援」

コロナ禍においてさらなるひきこもり状態におかれている人等が社会とのつながりを持てる居場所づくりとして、各町域でのひきこもりサロン開設を目指します。加えて当事者や家族からの相談の入り口として「ひきこもり電話一斉相談」を新設します。

「フードバンク事業の実施」

コロナ禍による生活困窮の拡大に対応するため、地域で支える仕組みづくりの一つとして「フードバンク事業 eこころプラン」を実施し、その拠点となるeこころステーションの運営とともに、市内に新たな拠点を新設します。

「在宅看取り・認知症支援の推進」

住み慣れた家で人生の最期を自宅で迎えたい、その思いに応えるため、地域や医療機関との連携を強化し在宅看取りケアを推進します。また、認知症サポーター養成事業を推進し、地域の認知症サポーターが活躍できる体制づくりを進めます。コロナ禍における身近な見守り活動や、家族の不安を軽減することで、最期まで自宅で安心して暮らせるよう支援します。

「感染予防対策の徹底」

高齢者や障がい者にとって、新型コロナウイルス等の感染症は重度化リスクが高く、『ウイルスを持ち込まない、拡げない』ことが専門職としての使命となります。感染予防のためのケア技術、環境整備および職員研修を継続し、感染予防対策を徹底します。

「介護・看護人材の確保と定着」

さまざまな分野との連携により、介護・看護人材の確保に向けた働きかけをするとともに、ワーク・ライフバランスを実現し、組織としての成果を出しながら、働きやすい職場環境づくりに努めることにより、人材の確保、定着をめざします。

以上の重点目標を柱としながら本年も私たちは、社会福祉協議会に求められている役割を最大限に果たせるよう、役職員一丸となって事業や活動を推進します。

I. 法人の組織運営

1. 組織運営

(1) 理事会、評議員会等

① 理事会および役員会の運営

- ・理事会および役員会は、社協の事業運営について各役員の意見を充分反映できるように会議開催に努め、理事会の執行力強化を目指す。また、新型コロナウイルス感染対策として、会議開催時には密を避けた空間での会議に心がけ、手指消毒・検温・換気などを徹底させ、感染予防策に配慮して、効率的な会議に努める。
- ・役員の変更年となる為、定数の見直しと各分野において識見や実情に通じる役員の選任について適切に行う。

② 評議員会の運営

- ・法人の重要な事項について議決機関として機能させ、社協事業への理解や地域課題の共有ができるような会議運営に努める。
- ・事業計画や予算等についての議決を受けるとともに必要に応じて開催する。また、新型コロナウイルス感染対策として、会議開催時には密を避けた空間での会議に心がけ、手指消毒・検温・換気などを徹底させ、感染予防策に配慮して、効率的な運営に努める。

③ 監査および監事指導

- ・適正な社協組織・事業の運営を図るため、理事会・役員会に参加の上、監事から助言・指導を受ける。予算・決算期には、組織・事業・予算措置・決算など法人全体についてきめ細やかな監査・指導を受け事業執行を行う。

④ 三役会の実施

- ・適正かつ的確な社協経営や方向性を検討する為、会長・副会長・常務理事による協議を随時行う。

⑤ 評議員選任・解任委員会の運営

- ・評議員の選任および解任は中立性を確保するため、評議員選任・解任委員会を設置し適正な選任及び解任を行う。

⑥ 第三者委員会の設置および開催

- ・苦情解決に対して社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮して適切に対応するため第三者委員会を設置する。社協に対する苦情を中立・公正・客観性に配慮し、事業者や利用者に対して問題解決に向けて調整や助言を行う。また、第三者委員会において社協に対するすべての苦情を報告・検証し、改善に向けてアドバイスを受ける。

2. 総合的な財源確保と運営

将来に向け安定した地域福祉事業を推進するためには、安定した財源確保が必要不可欠となる。そのため、住民に理解を得られるような事業活動の展開と、事業内容の見える化をすすめるとともに、職員一人ひとりがコスト意識と経営感覚を持って、予算収支を意識した事業展開に取り組む。

(1) 事業の透明性と適切な運営

社協の財源確保に向けて、役職員一同が意識改革を行い、また、全職員が財源を意識し資金の流れや使途を明確化しながら、各事業の成果について透明性を図り住民にわかりやすく見えやすい事業および実績報告を作成する。

また、収入財源と支出のバランスを検証し、適切な事業運営が行われるよう、事業内容・予算について各部・事業所等に確認し働きかける。

(2) 補助金・委託金の確保

補助金については、年々厳しさを増し、必要な補助額が十分に確保できない状況である。本会がめざす方向性や趣旨とともに具体的な事業内容を明確（見える化）に示し、積極的な地域福祉事業の推進と適切な人員配置を行い、市に対し補助額を要望する。

また、委託事業について、事業内容や金額を担当課と再検討し、適正な事業内容や委託額となるように委託元等との協議をすすめる。

(3) 善意銀行・物品寄附の確保

善意銀行への寄附金が減少しているなか、使途指定は増えている。寄附者の思いを反映させた配分を行っていくなか、善意銀行の周知を行い、寄附の増加協力をすすめる他、企業等への働きかけを行う。また、物品寄附についても同様に行う。

(4) 社協会員・会費の拡充

社協会費の納付率は減少傾向の中、団体会員や特別会員を設け会員増に努めているが、減少傾向にある。社協会費の使途などを明確に示し、わかりやすく住民に周知啓発を行っていくとともに、今年度も新規会員開拓に努める。

3. 人材育成・職員の質の向上

(1) 人事評価制度の推進

社協が地域住民をはじめ行政や関係機関の期待に応え、組織の価値を高めることを目的に、「役割」を人事の基軸とした人事評価制度を正規職員、嘱託職員を対象に実施

し、評価を昇格・昇給・賞与へ反映させている。

昨年度は評価を行う上で活用する人事考課シートについて、さらに評価がしやすいように項目や評価内容を見直した。今年度は目標管理の取組みについて、職員への業務軽減なども考慮し、検討していく。また、人事評価が適正に行われるよう、職員への制度周知、考課者への訓練、フィードバック面接などを適宜実施し、職員の意見やアンケート結果を反映しながら人事評価制度を推進する。

(2) 全役職員研修

研修体系に基づき、社協職員として基本的知識や技術力を向上させていくために、内部研修の実施や外部研修への積極的な参加を進める。また、新型コロナウイルス感染対策として、全職員対象の研修方法を見直し、全体で開催を行わず事業所ごとの伝達研修などを行い、各事業所への周知徹底に心がけ、短時間での会議に努める。内容によってはwebによる研修なども検討していく。

各種研修実施・外部研修への参加促進

《内部研修》

- ・労務管理リーダー研修
- ・新人職員研修
- ・メンタルヘルス研修
- ・救急救命・AED研修
- ・人権とプライバシー（ITと個人情報保護）研修 <全職員必須>
- ・交通安全職員研修<全職員必須>
- ・セキュリティー研修<全職員必須>
- ・考課者訓練<主任級以上>
- ・ライフプラン年金セミナー

《外部研修》

- ・滋賀県社会福祉協議会が開催する階層別研修（新人・主任・所長・管理職対象）
- ・企人協人権フォーラム
- ・企業・事業所対象人権研修会・企人協会員従業員対象研修会
- ・経営者トップ研修
- ・人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい
- ・甲賀市企業人権啓発推進協議会フィールドワーク研修
- ・部落解放研究滋賀県集会
- ・滋賀県社会福祉学会
- ・コミュニティワーク基礎研修
- ・安全運転管理者講習
- ・会計実務研修

(3) ふくしまパワーねっと事業

(市受託)

市内の福祉職場で働くそれぞれの職員の人権意識を高め、質の高い福祉を継続的・恒常的に進めるために、福祉事業所間や職員同士をつなぐネットワークを構築する。引き続き、登録団体を増やしネットワークをより活性化させていくとともに、これまでの事業を継続しながら、各町におけるご近所福祉推進協議会との連携強化と、地域福祉課題を解決するためのアクションを起こしていく。またコロナ禍の状況に応じた活動・研修・協働をすすめていく。

(4) 職員のプレゼンテーション力の強化

社会福祉学会や職員報告会の他、各種研究会へ積極的に参加し、事業の報告をするとともに、地域住民に向けた社協の活動説明等の機会を通じて、個々の発信力の強化に努める。

4. 働き方改革による魅力的な職場環境づくりと人材確保

職員のモチベーションを高め、「こんな職場で働きたい」と望まれる職場にするためには、労働環境や労働条件等の新たな仕組みづくりを行うとともに、職員自身のワーク・ライフバランスを充実させることが必要である。そのため、効率的な業務改善や労働密度の向上を進めるとともに、優秀な福祉人材が確保できるよう組織一丸となって魅力的な職場環境づくりを推進する。

昨年度は甲賀市社会福祉協議会が取り組んだ働き方改革の事例が厚生労働省の働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載がされた。今年度も更に働きやすい職場づくりに努めていく。

(1) 「イクボス」の推進

「甲賀市イクボス共同宣言式」において、会長自らの「イクボス宣言」により、さまざまな取り組みを推進しているが「働き方改革関連法」による対応等も踏まえ、職員の仕事と家庭・子育ての両立を応援しながら、組織としての成果を出せるよう、職員のワーク・ライフバランスを実現するため全力で取り組む。

また、有給休暇の取得について今年度も目標（取得率 70%）に向けて継続して取り組み、法に定められている有給休暇の 5 日以上取得について、対象である職員全員が取得できるよう働きかけていく。

こうした改革を通じて職員が家庭と仕事を両立させてモチベーションが高く持てる職場の環境づくりに取り組むため、職員が働きやすい就業規則の見直し等も行いながら優秀な人材確保に努める。

① 情報収集、研修参加

「イクボス」「働き方改革」の参考となる他法人等の取り組みについて、ふくしま

ンパワーねっとと法人連絡会や研修参加などを通じて情報収集を行うとともに、管理職・監督職を中心に社協内の働き方改革を進めて行くため、「イクボス・働き方改革推進チーム」による社協にあった働き方改革を検討、推進する。

② 働き方改革、法改正に伴う対応

本会は「働き方改革関連法」の施行に伴い、1) 年次有給休暇の時季指定義務、2) 労働時間の把握義務、3) 時間外労働の上限規制等について、今年度も引き続きコンプライアンスを遵守し対応を行っていく。

また、令和2年度から行っている「短時間・有期雇用労働者に対する不合理な待遇の禁止等の指針」に基づき、同一労働同一賃金の実現に向けて取り組みを進めて行く。また、ハラスメントの防止についても引き続き、各部門、部署が連携しながら着実に対応していく。

③ 業務の効率化や労働密度の向上

働き方改革を推進する上で、業務の効率化、労働密度の向上は必須であり、取り組みを始める上で「カエル会議」（意識をカエル、早くカエル、働き方をカエル）により、常に業務を改善することを全職員が意識し、「業務効率化シート」を活用し、各部署と法人全体での業務の効率化、合理化を推進する。また、今年度も業務効率化推進強化期間を設けて、職員の意識を高めていく。

④ 育児しやすい、働きやすい職場環境の整備促進による人材確保

子育てや介護等、さまざまな事情により働きづらさを抱えている職員や多様な働き方を希望する職員が働きやすい職場にするために、職場環境の整備や就業規則の改正等に取り組む。また、そうした取り組みによって職員のモチベーションを高めることで、サービスの向上や人材確保につなげていく。

⑤ 職員のサークル活動への支援

職員相互の親睦を深め、仲間意識やモチベーションの向上を図ることを目的に職員互助会と連携して職員同士でつくるサークル活動への支援を行う。

5. 計画の策定 **重点目標**

昨年度は、第2次地域福祉活動計画、第3次甲賀市社会福祉協議会発展強化計画の最終年にあたるとともに、第3次地域福祉活動計画、第4次甲賀市社会福祉協議会発展強化計画（中期ビジョン）の策定の年であったが、コロナ禍において、甲賀市が策定する第2次地域福祉計画の策定が延期となったため、本会が策定する上記計画も合わせて延期を余儀なくされた。本年度は同時に策定予定の甲賀市共同募金運動再生計画とも整合性をとりながら、全体で一体的な体制整備や活動が展開できるよう各計画を策定する。

※「甲賀市地域福祉計画」

社会福祉法第 107 条に定められた行政計画。平成 29 年度（2017）から 12 年間の計画で必要に応じ 4 年ごとの見直し

※「甲賀市地域福祉活動計画」

社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定する住民や民間の団体の主体的な活動計画。 地域福祉計画の見直しに合わせた 4 年間の計画

※「甲賀市社会福祉協議会発展強化計画（中期ビジョン）」

上記の活動計画の実現性を図りながら、甲賀市社協全体の事業展開や体制強化の目標を具体的にかつ計画的に進めることを目的に策定する 4 年間の計画。

※「甲賀市共同募金運動再生計画」

甲賀市共同募金委員会が策定する共同募金運動への多様な主体の参加と協働による「新たなたすけあい」の創造と、地域福祉における共同募金の役割と共同募金運動のあり方を検討し、共同募金運動の再生を図ることにより、地域福祉を推進する 4 年間の計画。

Ⅱ. ご近所福祉への取り組み

1. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化してきており、また、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されてきたところである。

これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび甲賀市における育児・介護・障がい・貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

また、コロナ禍による新たな生活様式に基づくご近所福祉・ボランティア活動のあり方を、第3次甲賀市地域福祉活動計画の策定とあわせてご近所福祉推進協議会（委員会）や災害福祉ネットワーク委員会等と検討し、推進の方向性を調整する。

① 市全域（第1層、ご近所福祉推進委員会など）

市全体での調和を図り、総合的な活動・事業や施策の展開・調整・推進を図る機能や役割をもつ。

② 町域（第2層、5町域、ご近所福祉推進協議会など）

それぞれが特性をもち、地域での自立した生活を営むためのまとまった社会的な資源が整っている日常生活圏域。具体的な活動の情報収集と拡散、調整、企画、推進を担っていく機能や役割をもつ。

③ 小学校区（第3層、小学校区、自治振興会など）

地域の実情や必要に応じて行政施策の展開や住民の健康づくり、ご近所福祉活動の展開を講じていく中間的な交流を進める圏域。

④ 区・自治会（第4層、区・自治会、健康福祉会など）

住民同士が顔の見える関係をもち、相互に見守りあい・たすけあいのご近所福祉ボランティア活動を展開する最も基礎的な活動圏域。

2. ご近所福祉活動プロジェクトの推進

区・自治会単位、自治振興会単位、町域でのご近所福祉活動に重点を置いた推進と支援を行う。また、サロンや懇談会の場、個人や区・自治会、団体等への個別アンケートや訪問調査により、住民の個別課題や地域の課題、住民ニーズを把握する。そして、地域と関係者や専門機関などをつなぐネットワークを構築し、把握した地域課題の解決の支援にあたり、全地域において住民主体の見守りや支えあいの活動が展開されるように、次の3つの方針をもって取り組む。

- ① 住民が主役の福祉のまちづくり
- ② 専門機関・団体が連携を進める仕組みづくり
- ③ 住民の暮らしの課題を解決するための体制づくり

(1) ご近所福祉推進委員会及び協議会等の推進

第2次甲賀市地域福祉活動計画に位置付けられた基本理念、基本方針に基づいた具体的活動を進めていくためのプロジェクトを推進する母体として甲賀市ご近所福祉推進委員会を運営し市全体のプロジェクト統括を行う。

また、地域性に応じたきめ細かなプロジェクト活動を展開するため、各地域（町）でご近所福祉推進協議会等を運営していく。

甲賀市ご近所福祉推進委員会の取り組みは、各地域（町）のご近所福祉活動の成果と課題整理、方向性の確認及び啓発を行う。

各地域（町）ご近所福祉推進協議会は、地域性に応じたきめ細やかなプロジェクト活動を展開するため、社会資源調査と各町域のご近所福祉計画を策定する。その後各プロジェクトによる取り組み推進と課題整理を行い、ご近所福祉活動の成果と課題整理を行い、方向性の確認及び啓発を行う。

コロナ禍における住民の暮らしの課題と地域の課題に関する意識・実態調査から、課題解決の方法等について、以下の取り組みを推進する。

- ① 調査・研究（アンケート・聞き取り調査と、先進事例の情報収集）
- ② 学習・研修（住民や活動者向け研修会の開催）
- ③ 広報・啓発（広報紙の発行）

(2) 見守り・支えあい・発見・解決プロジェクトの推進

「見守り」から「発見」へ、「発見」から「支えあい」へ、「支えあい」から「課題解決」へとつながる循環発展型の見守りと支えあいのネットワークづくりを市内に広げ、高めていくことを目指す。

ご近所福祉の柱である見守りと支えあいが全地域で取り込まれるように活動の意義やポイント、その推進方法などの情報を提供し、住民の身近なところで複層的に構築されるよう支援・推進する。特にコロナ禍により住民相互の見守りあいと外出の機会が減少する中、社会的孤立や認知症、生活困窮を重要な地域課題として取り組む。

① 見守りネットワーク活動の推進

区・自治会単位で取り込まれる訪問活動等の住民相互の見守りネットワーク活動を推進する。コロナ禍による外出や集う機会の減少による孤立や、休業・失業等による経済的に困窮する世帯への見守り強化を図るため、フードバンク等との連携を促進する。

② 傾聴・生活支援・外出支援ボランティアの養成および活動支援 重点目標

ご近所福祉推進協議会（協議体）等との協働により、地域の課題に応じた身近な地域で住民の暮らしを支えるボランティア活動を推進する。

(3) ふ・く・しネットワークプロジェクトの推進

ふ（福祉関係者による）・く（暮らしの課題を解決する）・し（しくみ）として、市内の専門職（機関・団体）がネットワークをもって地域の課題解決へと向かい、地域の見守り支えあい、居場所づくり等のご近所福祉活動とつながる仕組みづくりを目指す。

① ふ・く・しネットワークの構築（ふくしまんパワーねっととの協働）

ふ（福祉関係者による）・く（暮らしの課題を解決する）・し（しくみ）ネットワークプロジェクトとして、甲賀市内の機関・団体がネットワークを構築し、地域の見守り支えあい活動（ご近所福祉活動）とつながりあって地域の課題解決に向けた取り組みを推進することを目指す。

② 事業所・企業等との協働による移動販売・外出支援の仕組みづくり **重点目標**

買い物や外出困難な住民への支援として、事業所や商店・企業等と協働により、密を避けつつ身近な集会所等で買物ができる移動販売や車輛貸出等の仕組みづくりを推進する。

(4) 地域の居場所プロジェクトの推進

子ども・子育て世代や、障がい児者、高齢者、ひきこもり状態にある人などが役割をもって参加できる居場所づくりや居場所のネットワーク化支援を目指す。また、ご近所福祉コーディネーター等が、コロナ禍により継続困難な居場所への相談支援や、アウトリーチによる住民の身近な居場所での相談支援活動、コーディネート機能の充実を図る。

① ふれあいいきいきサロン活動支援

コロナ禍で継続困難なサロンに対して、参加者間の孤立を防ぎ、認知症や生活課題等の早期発見・早期相談を促進するため、サロンスタッフ等による訪問活動を推進する。

市内に定着したふれあいいきいきサロン活動が継続するよう活動者向けの研修会開催や、スタッフ会議などの支援を行う。

② あるく居場所・子ども食堂活動支援 **重点目標**

見守り・支えあい・発見・解決プロジェクト、ふ・く・しネットワークプロジェクト（フードバンク等）と連携し、子ども食堂が継続的に実施できるよう支援するとともに、子どもの見守り強化として、訪問活動（あるく居場所）等を推進する。

(5) 災害にも強い地域づくりプロジェクトの推進

地域で災害が発生した時に、誰ひとり孤立することのないよう、関係機関とともに初動体制を確立し、誰かに見守られ、手をさしのべてもらえることのできる災害にも強い地域づくりを目指して、平常時からの住民や関係機関等とのネットワークづくりを進めるとともに、コロナ禍において県外・市外に対しての支援要請がしにくくなる中、市内企業やボランティア等の協力により災害時の被災者支援活動を円滑に行う仕組みづくりを進める。

① 甲賀市災害福祉ネットワークセンターの設置運営

甲賀市災害福祉ネットワーク委員会とともに、平常時から「防災」と「福祉」を視点とした「甲賀市災害福祉ネットワークセンター」を設置し、住民主体の運営を行う。

② 災害福祉活動ネットワークの推進

平常時から市役所をはじめ市民や関係団体、機関、企業、滋賀県災害ボランティアセンター等とのネットワークづくりを推進する。

③ 人材育成

平常時から「防災」と「福祉」を視点とした活動の推進と災害福祉ボランティアの意識向上と育成、災害やその被害の大小にかかわらず被災した地域や世帯に速やかな支援が行えるよう体制・活動づくりを進める。災害福祉ネットワーク委員会を定期的に開催し、講座・研修会・訓練の実施（検討）、また被災地支援、災害発生時は速やかに移行できる体制づくりを進める。

（6）ご近所福祉ボランティア活動の財源確保の検討

住民主体のご近所福祉ボランティア活動の財源確保を進められるよう、ご近所福祉ボランティア活動基金（協賛金・寄附金等）や目的別募金の取り組みを検討・実施する。

3. ご近所福祉体制整備

住民が抱える生活課題を解決するため、ボトムアップ形式の仕組みづくりを行うことで、早期の課題発見や解決、予防のできる地域、地域力の強化を目指す。

（1）ご近所福祉の担い手養成（活動者の養成）

① ご近所福祉懇談会・研修会の開催支援

地域住民の課題発見力や解決力の強化をはかり、見守り支えあい活動や生活支援活動が全地域に広がることを目的に、地域のニーズに応じたテーマでご近所福祉懇談会・研修会を開催支援する。

② 福祉学習（住民・学校・企業）への支援・協力

地域や学校、企業等と協働で福祉の学習に取り組むことを通して、ご近所福祉のまちづくりに対する住民の理解と、主体的な参加意識の醸成を目的に、企業や福祉施設、ボランティアや福祉専門職のボランティア協力により、福祉に関する学習の取り組みへの支援を行う。

（2）ボランティア活動の推進・支援

① ボランティアコーディネート

- ・支援の必要な方とボランティアをマッチングし、住民同士のたすけ合いを促進するために各町ボランティアセンターにてコーディネートを行う。
- ・内容や活動が充実するよう、入門講座の開催、情報発信（広報発行）、グループ活動支

援を行う。

- ・コロナ禍において在宅でできるボランティア活動として、手づくりマスクや防護服、絵手紙、福祉川柳等の活動を推進するとともに、在宅への感染予防や健康増進に関するチラシ配布や、子どもや高齢者等の見守りを兼ねた配食ボランティア、傾聴・生活支援等のボランティア活動のコーディネート強化する。
- ・Zoomなど、インターネットを活用したボランティア活動など、新たなボランティア活動の掘り起こしを行う。

② ボランティア養成事業

第2次地域福祉活動計画に沿ったご近所福祉ボランティア活動の担い手養成として、活動のきっかけづくり、仲間づくり、活動の場づくりを目的に、地域のニーズに応じたご近所福祉ボランティア養成講座や研修会を開催する。

③ ボランティアグループの支援

ボランティア活動の実践と向上を図るため、ボランティアグループ相互の連携と意見・情報交換・学習会につながる支援を重点的に行う。また、市全体ならびに各町に設置されているボランティア連絡協議会を支援するとともに、地域のボランティア活動の活性化を推進する協働のパートナーとしてともに取り組む。

④ 高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度事業

(市受託)

介護予防事業として、高齢者の社会参加及び地域貢献活動を奨励かつ支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会づくりを推進する。

4. 第3次甲賀市地域福祉活動計画の策定 **重点目標**

甲賀市ご近所福祉推進委員会及び各地域ご近所福祉推進協議会を中心に住民やボランティア活動者、関係機関・団体、学識経験者等に参加を呼びかけ、第3次甲賀市地域福祉活動計画策定委員会を設置して計画策定を実施する。

5. 地域福祉活動助成事業

地域福祉活動がさらに拡充されるように各種助成事業を実施する。区・自治会単位のご近所福祉活動がさらに充実し、有効に活用される助成を目指し、事業を通して地域課題の把握や解決に向けた取り組みを推進・支援する。複数の区などで取り組まれている子育てや障がい児・者等にも柔軟に対応する。

また、コロナ禍により従来からの地域行事やご近所福祉活動の実施が困難な中、地域内の回覧板や各種案内などの機会を活用し、向こう三軒両隣での見守り・声かけあいや、サロンスタッフによる訪問活動等、新たな課題への活動に活用できるよう弾力的な助成を実施する。

(1) ご近所福祉活動・ふれあいいきいきサロン助成事業

(社協会費・共配)

区・自治会、健康福祉会単位で住民が主体的に実施するご近所福祉活動を推進し、定着するように継続かつ計画的に支援し、地域のニーズに応じた見守りや支えあいの活動に対して助成を行う。

また、ふれあいいきいきサロン活動に対して助成を行う。広域的なサロン、テーマ型の子育てサロンなどの子育て支援や障がい者支援のサロン活動にも対応する。

(2) ボランティアグループ助成事業

(共配)

新たな福祉ボランティアグループを立ち上げようとするグループや、甲賀市ボランティア連絡協議会等の新たな取り組みをしようとするグループに対して、育成相談援助とともに助成を行う。

6. 当事者支援・団体支援

当事者や当事者団体の自立支援を主眼としながら、福祉課題を抱える多様な当事者の課題を掘り起こして整理し、地域課題として解決につながるよう、関係機関や専門職と連携した支援を行う。また、当事者や団体の交流や活動拠点の確保に努める。

会合や研修会など様々な機会や場所を通して、課題を抱える当事者と向き合い、伴走型で課題解決に寄り添い、充実した活動となるよう活動の紹介や周知を行う。

なお、コロナ禍における当事者・福祉団体等の感染予防の一環として、マスクや消毒液の確保、各種会合や研修会等における体温測定や手指消毒、換気等に配慮した活動が行えるよう協力支援を行う。

(1) 当事者支援

① 障がい児・者支援（障がい児タイムケア事業）

(市委託)

障がいのある小中高生の長期休暇期間中における活動の場を確保するとともに、保護者の居場所、交流の場、地域との交流の場として実施する。年間20日開催を目指して、夏休みの長期休暇中に甲賀市全域で開催する。また、医療行為や介護を必要とする利用者に対しては、専門職である看護師やヘルパーなどが対応する。

障がいへの理解を深めるために地域の協力を求めながら、新たなボランティア発掘や育成を行う人材育成としての場や、学生や市職員、事業所の新任職員研修の場として、事前に学習会、研修会を開催するなど、人材育成（担い手）支援に努める。また、新型コロナウイルス感染拡大の動向を注視し、十分な対策を講じた中で安全に開催できる内容を検討する。

② 子育て支援

○ファミリーサポートセンター事業（市受託）

地域において育児の支援を受けたい人（おねがい会員）と支援したい人（まかせて会員）により、育児について助け合うしくみをコーディネートする。また、専任のアドバイザーを配置して、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を住民同士で支えあう共助のしくみを整備するとともに、地域における子育て支援を行い、労働者の福祉の増進および児童の福祉の向上を図る。

また、市担当課と連携をとりながら、まかせて会員の増大と、子育て支援の人材の発掘、育成、事業の安全確保に取り組んでいく。

- ・新規会員の開拓
- ・会員登録事務
- ・啓発資材（チラシ）の作成
- ・救命講習等、子育て環境を安全にするための学習の場の拡充
- ・おねがい会員とまかせて会員、関係者の交流の場の設置
- ・子育てサポーター養成講座を開催（市関係課との共催）
- ・安全性向上のためのファミリーサポートステップアップ研修と会員交流会の実施
- ・子育て関係機関との連携
- ・「甲賀市ファミリーサポート通信」の発行

○こんにちは赤ちゃん事業

市内に在住する生後 3 か月の赤ちゃんがいるすべての家庭を民生委員児童委員がお祝い訪問している事業に対し、事務支援を行う。事前に訪問する家庭の情報を整理するとともに、子育ての情報やお祝い品を準備し、民生委員児童委員へ届ける。また、訪問した事により得られる子育ての悩みなどの情報を整理し、関係機関へ報告する。

③ 高齢者支援

○移送サービス事業（市受託）

外出移動が困難な方をリフト付き送迎専用車両により医療機関まで送迎する。介護認定を受けるなど一人では移動が困難な方の健康と福祉の増進を図る。また、移送専用の車両と介護技術を学んだ専属のスタッフにより、安全な昇降補助により安心できる送迎を確保する。

（2）団体支援

① 当事者団体支援

団体の組織と活動が安定し継続できるよう、以下の団体に必要に応じた支援等を行う。

- ・甲賀市身体障害者更生会
- ・甲賀市手をつなぐ育成会
- ・甲賀市介護者の会
- ・甲賀市遺族会
- ・ゆうゆう甲賀クラブ
- ・視覚障害者協会
- ・聴覚障害者協会
- ・精神障害者家族会
- ・その他当事者団体

② 福祉団体支援

各福祉団体が果たすべき役割を支援するとともに、社協事業との協働により双方の活動の充実をはかり、活動や運営へ適切な支援を以下の団体に行う。また、団体がかかえている課題の把握や、情報の共有、課題の整理、解決に向けた取り組みを行うために関

係団体のネットワーク化を進める。団体の活動がより拡充できるように活動拠点の確保に努める。

- ・甲賀市赤十字奉仕団
- ・各町更生保護女性会
- ・その他福祉団体

③ 民生委員児童委員協議会支援

「ご近所福祉のまちづくり」を目指して、協働して取り組む地域福祉活動のパートナーとして連携していくとともに自主的な活動・運営が充実するように適切な支援や事業の精査を行い、互いの活動の充実をはかる。

さらに、地域の課題や生活の困りごとについて話し合える関係機関とのネットワークを進め、関係機関や団体と協働の事業展開ができるように支援する。

7. 福祉センター等受託・指定管理事業（市）

（1）水口社会福祉センター

社会福祉を目的とする住民の相互交流および活動の場を提供するとともに、住民の福祉意識の向上と主体的な福祉活動の推進を図るため、新型コロナウイルス感染予防対策として、利用者への周知や、施設内の消毒や換気などを徹底しながら、水口社会福祉センターの貸館や管理運営を行う。また、施設の老朽化の課題もあるため、指定管理・委託元である市と密に連携を図りながら施設の有効な活用、適切な修繕を行っていく。

（甲賀市福祉ホールは指定管理施設 指定管理期間＝令和3年度～令和6年度の4年間）

（2）老人福祉センター

市内3か所の老人福祉センターの指定管理を受け、社協として事業の主体性を発揮しながら地域特性を活かした事業展開をしていく。また、コロナ感染症予防対策として、利用者のマスク着用、手指消毒、使用する機材等の消毒、室内の換気等、使用する際に遵守すべきルールを徹底する。

① 碧水荘（水口）（指定管理期間＝令和3年度～令和6年度の4年間）

市内在住の65歳以上の高齢者の生きがいや健康づくりの自主活動拠点として運営し、活動支援を行う。趣味活動を通じ、地域福祉の生活支援の担い手としての役割づくりを推進していく。

- ・自主サークルの多様性に着目し、支援が必要な方の受け入れを増やしていく。
- ・地域交流（一般施設や店舗などへの作品展示）も積極的に参加していく。
- ・サークル生主体の文化祭を開催する。
- ・代表者会議の開催やボランティア活動を推進する。

② フィランソ土山（指定管理期間＝令和3年度～令和6年度の4年間）

- ・ご近所福祉の拠点として、貸館業務を通じて高齢者の見守り、高齢者の生きがい事業を展開する。
- ・住民のニーズに沿った老人福祉センター活動を円滑に進めていく。

③ 佐山荘（甲賀）（指定管理期間＝令和 3 年度～令和 4 年度の 2 年間）

- ・「あったかホーム佐山荘」として、貸館業務により、地域の交流の拠点としての役割を担う。住民ニーズに沿った老人福祉センター活動を円滑に進めていく中で、高齢者の生きがい活動の場を提供していく。

8. 広報（法人全体）

広報活動は、社協活動の周知啓発・PRを効果的に進めるうえで大切な手段の一つであり、必要な情報を必要な人へ届け、地域福祉活動への関心や参加を促進していく。また市内でのさまざまな福祉活動や取り組み、実践者等を広く紹介するなど市の福祉総合誌の役割を果たしていく。

（1）広報活動

① 各種広報媒体の活用

- ・広報紙「社協こうか」の発行
総合的な広報という視点で、紙ベースでしか出来ない情報発信をより分かりやすい形で行う。
- ・ホームページの充実と活用
ダウンロード機能の強化、災害時等の緊急情報や求人情報等のタイムリーな発信、地域活動の紹介や社協事業報告のこまめな発信により、見やすく探しやすいホームページにしていく。
- ・事業周知チラシ、ポスター、パンフレット等の作成活用
これまでに作成したパンフレットを活用し効果的に配布していく。
- ・地域福祉キャラクター「ふくろうのしいちゃん」の積極的な活用

② 広報活動の支援

- ・地域団体（区・自治会等）や福祉団体等の広報作成や印刷に協力支援する。

③ 音訳広報の発行とボランティア支援

- ・広報紙「社協こうか」をボランティアグループに音訳録音していただき、CDを作成して、視覚障がい者へ送付する。
- ・音訳ボランティアグループが円滑に活動できるよう支援を行う。

④ 情報発信の工夫

- ・やさしい日本語やふりがな打ちにより、外国籍住民などへの情報発信を工夫する。

⑤ あいコムこうか協働「地域福祉専門番組こうふくコロンブス」の制作・放映

- ・あいコムこうかとの協働により、住民主体のご近所福祉やボランティア活動および福

祉団体等の活動を紹介する番組を引き続き制作し、幅広く住民への啓発を行うとともに、共同募金運動や社会福祉協議会のPRを行う。

- ・コロナ禍による暮らしの課題と地域課題に対するご近所福祉・ボランティア活動等の最新の情報発信を行う。

Ⅲ. 生活福祉への取り組み

1. 社会的孤立・生活困窮への支援活動の展開

自立支援調整事業（市委託事業）・家計改善支援事業（市委託事業）・学習生活支援事業（市委託事業）、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業、総合相談、フードバンク事業 eこころプラン、地域福祉活動やボランティアによる支援活動などを通し要支援者や当事者の支援とともに、支えあう仕組みづくりに取り組む

（1）自立支援事業

（市受託）

自立支援調整員を配置し、生活困窮者への支援の仕組みづくり、関係機関とのネットワークづくりや連絡調整、民生委員児童委員や地域からのインフォーマルな支援体制の構築など、以下の項目に取り組む。

- ① 相談援助による生活困窮者の自立支援
- ② 各種相談活動・関係機関との連携調整、連携会議への参画
- ③ ひきこもりサロン「ぼるた」の開催 年間48回開催
- ④ ひきこもりサロン「だんだん畑」の開催 年間24回開催
- ⑤ ひきこもりサロンの開設と運営（市内各地域）
- ⑥ ひきこもり一斉電話相談の開設 年間12回 **重点目標**
- ⑦ 支援調整に関わる会議参加や情報提供の推進
- ⑧ 外出支援事業の運営と住民活動やボランティア活動の拡大
 - ・買い物や通院等の移動支援を行う団体への活動用車両の貸渡し
 - ・地域コミュニティや外出支援活動を展開される区・自治会やボランティア団体への支援
 - ・福祉車両を保有する福祉施設等との協働
 - ・生活支援体制整備事業との連携
- ⑨ フードバンク事業 eこころプランの実施と eこころステーションの運営、新規ステーションの開設 **重点目標**

（別掲）

（2）家計改善支援事業

（市受託）

家計相談支援員を配置し、支出の超過により家計の収支バランスがとれず、最低限度の生活が維持できない世帯へ市自立支援相談担当と連携し、職員による訪問や面談による相談援助を行う。特に新型コロナウイルスによる感染拡大防止の影響による失業や、収入減少により、今後も家計管理への支援が必要な世帯が増加することが予想され、相談者が自ら家計管理を行い自立するよう就労支援等とも相まって支援を行う。

(3) 学習生活支援事業（学んでいコウカ水口月曜教室・水口火曜教室）

（市受託）

市学習支援事業の月曜教室に加え火曜教室を新た開設し、児童・生徒の学習機会の確保、食育、他者との交流、将来への備えなど子どもたちが成長できる場として実施する。

また、必要に応じ新型コロナウイルス感染症の影響により学校が休校になった場合には、市担当課や学校と連携し、学童生徒の食事確保を含め臨時教室を開催する。

開催日時 休祝日を除く毎週月、火曜日 18:00～19:45

開催回数 月曜、火曜とも年間40回

開催場所 水口社会福祉センター

対象児童数 35名

その他 ・年に数回程度、ゲストティーチャーによる講演や体験活動など、子どもの将来の職業選択や生活力の向上に有用と思われる取り組みを行う。
・事業を実施する中で明らかになった生活上の課題は速やかに自立相談支援機関へ情報提供を行う。

(4) 総合相談（福祉なんでも相談）の取り組み

住民からの福祉に関する相談に職員が応じ、地域のボランティアや関係機関と連携し相談支援を行う。

(5) 資金貸付事業

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への相談援助の中で、その自立を助長し、生活の再建に必要な場合、民生委員児童委員等と連携し、相談援助とともに資金の貸付による支援を行いその自立を促進する。

① 生活福祉資金貸付事業

- ・生活福祉資金貸付制度に基づき、滋賀県社会福祉協議会と連携し、生活再建に必要な貸し付けと支援を行う。

② 小口資金貸付事業

- ・経済的な生活課題が急を要する状態にある世帯に対し、応急の資金貸付を行う。

③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による特例貸付

令和2年3月25日から年度末までに申請を受け付け、貸付を行った約2300世帯に対し償還指導、相談援助、事務手続き支援を行う。

④ 甲賀市社会福祉協議会特例小口資金貸付

新型コロナウイルス感染症による困窮が継続することが予想されることから、市生活支援課の自立支援窓口と連携し、解雇等により住宅を失われた方などへの応急の支援として、甲賀市社会福祉協議会独自の資金貸付を実施する。

(6) 甲賀市社会福祉協議会フードバンク事業 eこころプラン

重点目標

(自立支援事業、善意銀行)

企業や個人から寄贈いただいた食品や生活用品等を、必要としている施設や福祉団体、生活困窮世帯に提供する。実施運営にあたっては事業協定を締結した市やフードバンクびわ湖などとも連携し、生活困窮者支援を行うとともに、食品の安全管理、保管場所の運営については以下の事項に配慮しながら実施する。また一部、善意銀行に寄せられた寄付金を活用する。

- ① 物資提供のPR活動
- ② 必要なニーズに応じて需給調整
- ③ 地域包括支援センター、市生活支援課、生活環境課、政策推進課、フードバンクびわ湖、企業、福祉関係機関、滋賀県社会福祉協議会との連携、連絡調整
- ④ 住民有志によるボランティア協力
- ⑤ 拠点となるeこころステーションの運営
- ⑥ 新規拠点の立ち上げ（甲賀地域、信楽地域）
- ⑦ お弁当フェアや物資配布事業などイベントを通じた啓発とひとり親家庭支援
- ⑧ 市職員有志や企業のフードドライブ活動協力
- ⑨ 学校休校時等の給食食材の受け入れと活用

2. こうかあんしんネット事業（地域福祉権利擁護事業）

(市・県補助、社協会費)

判断能力の低下した認知症高齢者、知的・精神障がい者などの自立支援を目的に福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理支援・書類等の預かりを行う。

- 利用者および利用ニーズに対する対応
- 成年後見センターばんじーとの連携
- 内部チェック体制の強化と運営適正化委員会指摘事項への対応
- 運営適正化委員会の検査受入れ
- 関係機関や介護事業者、ケアマネジャー協議会等への事業の周知と連絡調整
- より多くのケースに対応するための支援のための事業内容整備
- 法律専門職との連携の強化

3. 障がい者への相談支援・計画相談支援の実施

障がい者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（障害者総合支援法）の規定による指定特定相談支援事業者として、計画相談支援（サービス等利用計画の作成）、基本相談支援を行う。障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決

すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し計画を作成支援する。

4. 障がい児者等の居場所づくりの推進

(市補助)

障がい児者等の居場所づくりとともに、その家族のつながりづくりを目的に、市内各地域にて、ボランティア等の協力を得ながら、居場所づくり、休日の余暇活動支援、当事者と家族の活動支援を行う。

現在、水口地域、土山地域の2か所での実施を支援しているが、コロナ禍における居場所づくり拡大の必要性から市内5か所に拡大して実施する。

IV. 在宅福祉サービスの取り組み

「最期まで自分らしく暮らし続けられる甲賀市」を目標に、介護保険事業運営を通して、要介護状態になっても望む場所で最期まで過ごしてもらえよう地域を支える。

法令遵守のもと基本理念、基本方針に基づき、地域包括ケアの担い手として在宅福祉サービスを提供する。

(在宅福祉サービスの基本理念)

誰もが最期まで自分らしく暮らし続けられる福祉のまちづくりを担います。

(基本方針)

- ㊦ 自己決定を尊重し利用者本位のもと、自立に向けた専門的サービスを提供します。
- ㊧ 倫理的自覚を持って知識・技術の研鑽に励み、利用者の尊厳を守ります。
- ㊨ 常に利用者に寄り添い、関連する人々と協働し、在宅生活の継続に最善を尽くします。
- ㊩ 職務上知り得た個人の情報を保護します。
- ㊪ 援助の専門職として、規範意識を高め法令を遵守します。

1. 在宅看取り・認知症支援の推進 **重点目標**

- ・甲賀市高齢者の41%が「人生の最期を自宅で迎えたい」との思いを持たれている。在宅介護事業の体制（質・人員）強化や、地域・医療機関との連携強化を図り、在宅看取りケアの実現を推進する。
- ・認知症介護は多くの方が不安や負担を感じている。専門職の介入で症状の安定期間を延ばし、家族の不安を軽減することで、認知症になっても最期まで住み慣れた自宅で暮らせるよう支援を行う。
- ・認知症の方や家族のみならず、地域住民が参加できる居場所を提供し、初期症状の発見や、地域の困り事の把握を行い、必要時には関係機関へ繋いでいく。（認知症カフェの開催）
- ・認知症の方やその家族を支え見守りができる地域を目指し、認知症キャラバンメイトやサポーターが活躍できる体制づくりに努める。（認知症キャラバン事業の推進）

2. 感染予防対策の徹底 **重点目標**

- ・高齢者や障がい者にとって新型コロナウイルス等の感染症は、重度化のリスクが大きく、『ウイルスを持ち込まない、拡げない』ことが専門職としての使命である。
- ・感染予防のためのケア技術の向上、環境整備、職員研修を継続し、感染症予防に努める。

3. 介護・看護人材の確保と定着 重点目標

- ・介護看護人材の確保に向けて、さまざまな分野との連携や求人の働きかけを継続する。
- ・仕事と家庭の両立に向けて、産前産後休暇や育児休業、介護休業などが安心して取得できるよう、各事業において働きやすい環境やバックアップ体制を充実させる。
- ・働き方改革を推進し、業務改善に力を入れるとともに、有給休暇が取得しやすい環境の整備を実施する。
- ・事業所や職員へのハラスメントに対しては毅然とした対応をとり、防止に向けて組織として取り組む。

4. 福祉の地域づくり

- ・障がいのある方、病気の方、子ども、高齢者全ての方が互いに、助け合い自然に見守りが行える市になるために地域ぐるみで福祉学習の輪を拡げていく。
- ・市内小学校・中学校で車椅子体験学習や認知症サポーター養成講座の開催。
- ・地域の方への居場所の提供として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を継続する。

5. 介護予防の推進

- ・介護予防日常生活支援総合事業「緩和基準」による事業のサービス提供を行う。

6. 訪問介護事業

① 介護保険事業

- ・在宅看取り、認知症ケアを推進するため関連する多職種との情報共有、連携を図る。
- ・特定事業所要件の継続達成で、強固な業務運営を維持する。
- ・必要とされる地域へのサービス提供を全事業所の連携体制で担う。

② 障害者総合支援事業

- ・多様な障がい者の在宅生活を維持、継続できるよう専門的支援を行う。
- ・甲賀市地域生活支援拠点等事業の登録事業所として、緊急時の対応を支援する。

③ 甲賀市在宅介護コーディネーターの派遣への協力

- ・在宅で高齢者介護を行っている介護者を対象に、介護に関する困りごとや悩みを解決するため、介護福祉士を派遣し、専門的な知識に基づき適切な助言を行う。

④ 保険外事業

- ・介護保険制度で対応できないサービスを保険外事業で提供し、在宅生活が継続できるよう援助を行う。

⑤ 安否確認安心ダイヤル事業

- ・365日、安否確認電話をかけ安心して過ごしてもらう。
- ・状態異変時・不通時には各地域の介護員や地域福祉活動センター職員が訪問し、緊急時に

は関係者に報告する。

- ・日常生活における健康、生活面不安などを聞き取り関係機関へ繋ぐ。

7. 訪問入浴介護事業

① 介護保険事業

- ・終末期、介護予防、認知症のある方等の幅広いサービスの提供体制の維持。
- ・在宅看取りケアの重要なサービスの位置づけとして多職種との情報共有、連携強化。
- ・研修参加を奨励し知識、技術の向上を図り強化加算の維持継続。

② 甲賀市身体障害者入浴サービス事業

- ・家族だけでは介助が困難な身体障がい者（児）の自宅を訪問して入浴介護を行い社会交流や在宅生活の維持を目指す。

8. 通所介護事業

① 介護保険事業

- ・役割とやりがいを感じられる自立支援メニューの提供により、社会参加や地域貢献を目指した通所事業を行う。
- ・お試し、見学を本利用につなげるため、介護支援専門員との報告連絡相談を密にし、職員勉強会の実施などにより意識の改革と一人ひとりの広報活動の強化による利用者の増員を目指す。
- ・臨時利用や時間短縮、振り替え利用など利用者個々に合わせた臨機応変な対応を行う。

② 通所事業としての事業展開

- ・災害時など緊急時の連携についての意見交換や、訓練を通じて地域住民との連携を深め、緊急時に備える。また福祉避難所としての役割を認識し関係機関や地域住民と連携を行う。
- ・専門学校・小中学校から福祉学習を受け入れ、事業説明・車椅子やリフト浴、福祉車両体験を行い高齢者への理解を深める機会を持つ。
- ・認知症カフェ開催による居場所づくりと、生活相談員によるおでかけサロンの受け入れ等時事に沿った柔軟な対応を行い、地域貢献に努めていく。
- ・ニーズに合わせた保険外サービス（理美容）を継続し、介護負担の軽減に寄与する。

9. 訪問看護事業

① 連携強化

- ・市内の在宅医療連携の担い手として、医療機関や介護事業所と連携を強化する。
- ・関連する多職種との迅速的確な情報共有のため、ICT化の活用に取り組む。

② 質の高いケアの提供

- ・進化する医療処置・医療ケアに対応するため、研修参加・情報収集を行い、ニーズに沿った在宅療養支援・在宅看取りケアを提供する。
- ・ICF（国際生活機能分類）シーアの視点で、利用者の望む療養生活を支援する。

③ 人材育成と地域貢献

- ・看護学生の実習受け入れや講義活動での啓発で、看護師の育成に寄与する。
- ・市内の介護職に対して痰吸引実習指導を行い、有資格介護員の増員に寄与する。

10. 居宅介護支援事業

① 介護保険事業

- ・医療や地域のインフォーマル支援を活用して、多職種連携を強化する役割を果たし、在宅看取りや認知症支援を推進し地域に定着させる。
- ・小地域ケア会議に参画し個別ケースの支援を通じ、法人内他部署と連携し地域ネットワークの構築、地域課題の把握を行い、地域づくりや資源開発につなげていく。
- ・研修や事例検討会を重ね、自立支援に資する、ケアマネジメントが提供できるように取り組む。
- ・特定事業所として、地域包括支援センターと連携を図り、困難な課題を抱える利用者に対して適切な支援を提供できるよう、ケアマネジメント技術の向上、資格取得に取り組む。

② 主任介護支援専門員の拡充

- ・市からの要請に応え、主任介護支援専門員の地域包括支援センター出向を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援に寄与するとともに、自らも専門性の向上に努める。

V. 福祉作業所の運営

(つちやま福祉作業所、甲賀福祉作業所)

心身に何らかの障がいがある方の「働く場・憩いの場」を提供し、通所者同士や地域の方々、ボランティアの方々などとの交流を通して社会への参加および自立に向けた支援を行う。

また、自閉症・発達障がいの利用者の増加により、高度で専門的な対応が求められるケースが増えているため、職員体制の強化ならびにスキルアップ、意識向上を目指す。

高齢の利用者が増えてくる中で、スムーズな形で介護予防や介護分野への移行が出来るよう、介護分野との連携を行う。

また、現在甲賀・土山の2か所で独自に運営している作業所を地域のニーズや特性を活かしながら、地域密着の地域に開かれた障がい福祉サービス事業所として、どのような立ち位置で進めていくのか、その在り方を明確にする等、検討の場を設けていく。

(1) 健全な運営と感染予防

福祉作業所の健全な運営を行うため、利用者確保を意識し、各関係機関と連携し積極的な実習の受け入れ等を行う。「新しい生活様式」に応じた対応を行い、感染予防対策の徹底を行う。

また、障がい者にとって新型コロナウイルス等の感染症は、重度化のリスクが大きく、『ウイルスを持ち込まない、拡げない』ことが専門職としての使命であり、「新しい生活様式」に応じた対応とともに、適切な感染予防対策を行う。

(2) アセスメント・個別支援計画・モニタリングの強化

利用者主体の計画を行うため、丁寧にアセスメントを行い、ニーズに合わせた支援計画を作成する。また、記録をしっかりと残し、モニタリングを強化し、利用者主体の作業所を目指し取り組む。

(3) 利用者工賃の維持・作業機会の確保

新型コロナウイルスによる影響を両作業所共に受けている。平均工賃を維持・向上させるために、内職・清掃作業を主として各企業へ働きかけを行っていく。

市役所別館において、甲賀圏域の作業所と連携した喫茶事業展開を行い、利用者の働く場の提供を行う。

(4) 研修参加や資格取得による職員の専門性や資質・スキル向上

障がい者サービス事業所職員として、利用者の将来的なビジョンと一緒に考えていくため、他業種との連携強化に努め、内外の研修に積極的に参加して資質の向上をはかるとともに専門職としてのスキルを磨き資格取得を促進する。

(5) 職員間連携の強化と情報共有

地域に密着し、利用者のニーズに応じた福祉作業所づくりを目標に、他法人が運営する施設等への視察研修に行き、福祉作業所の課題を見出せるようにする。

サービス管理責任者・中堅職員を中心に両作業所合同の勉強会を昨年度同様継続して実施するなど、職員間の十分な意思疎通や情報共有をはかる。

(6) 経験の場の提供、地域の方との交流

毎月一度お楽しみ会を開催し、買い物支援・交通手段の使い方など利用者の経験の幅を広げる活動を行っていく。

地域で住みやすい環境を整える一機関の役割として、地域の方と交流できる場の提供をしていく。

(7) 地域に開かれた福祉作業所への取り組み

地域に開かれた作業所への取り組みとして、利用者・保護者からの意見を反映し、職員間での話し合いを充分行い計画を立て実行し、振り返りを行う。障がい者支援に携わる支援者を交え、結果検証後は、計画の修正実行評価を繰り返し、地域に開かれた作業所となるように取り組む。